

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	嬉野市 41209
地域名 (地域内農業集落名) []内はセンサスの農業集落名	大草野地区 (南大草野[南]、北大草野[万才、角ノ谷、辺田]、五代、長谷、式浪、三坂)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	84.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	66.0 ha
② 田の面積	77.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	7.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	36.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	55.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	23.3 ha
(備考)遊休農地面積2.4ha(うち1号遊休農地2.3ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田を中心に集落営農による米・麦・大豆等の土地利用型農業が展開されている。しかしながら、圃場が狭小であることやイノシシによる被害が課題となっている。また、農業者の高齢化が進んでおり後継者不足であるため、持続的に農地を保全していくためにも、新たな担い手の確保や後継者の育成が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農地の集約化・大区画化等のための基盤整備や、直播等による農作業の省力化に取り組み、収益性および農業収入の向上・安定を図る。また、組合の法人化や企業参入、他の地域からの集団営農組織の参入等を検討し、新たな担い手の確保・育成を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	60.1	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
区域内の農地利用は、中心経営体である営農組合法人及び認定農業者を中心に、入作希望者や新規就農者の受入れを積極的に行い、農地の集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
離農や経営転換する場合は、農地中間管理機構を積極的に活用していく。
(3)基盤整備事業への取組
国補助制度等を活用した農地の大区画化等のための基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
現状では、担い手により地区内の農地を保全管理できているが、将来に向けては後継者を確保していきたい。また、地区外からの参入は、耕作条件が良い農地から呼びこむことが可能であると考え。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業の効率化を図ることができる作業は、作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①獣害対策について、行政支援等を活用しながら侵入防止柵を設置・強化するとともに、地域ぐるみで被害状況を把握し、効果的・効率的な取組を進める。また、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。
⑦担い手および地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、諸制度を活用しながら、農地・農業用施設を保全管理していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

[illegible]

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5.備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。